

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問 86 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成30年1月追加】

仕入明細書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分	125,600円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
□	□	□
支払金額合計(税込み)		125,600円

【答】

現行の請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します(消法30⑨二)。

これは、区分記載請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの仕入明細書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則34②))。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額(税込価格)

したがって、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」を追加で記載した上

で、相手方の確認を受けたものを保存しておく必要があります。

仕入明細書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※印は軽減税率対象商品		

記載事項㉔

記載事項㉕

(旧税率対象が混在する請求書)

問 87 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、平成31年(2019年)10月分の請求書(9/16~10/15)には、平成31年(2019年)9月30日までの旧税率8%と平成31年(2019年)10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。
【平成29年1月追加】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ㉑ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㉒ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㉓ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ㉔ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ㉕ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ところで、平成31年(2019年)9月までの取引に適用される税率8%(以下「旧税率」

といいます。)は、消費税率 6.3%と地方消費税率 1.7%の合計であり、他方、平成 31 年(2019 年) 10 月からの取引に適用される軽減税率 8 %は、消費税率 6.24%と地方消費税率 1.76%の合計ですので、旧税率 8 %と軽減税率 8 %では、その内訳が異なります。

このため、貴店の平成 31 年(2019 年) 10 月分の請求書の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とが混在するときは、上記㊟(税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額)の記載に当たり、標準税率 10%と軽減税率 8 %を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率 8 %の対象商品についても、例えば、次の記載例のように、当該商品を区分して合計する必要があります。

【同一請求書内で、平成31年(2019年)9月30日までの取引と平成31年(2019年)10月1日からの取引を区分して発行する場合の記載例】

請求書		
様〇〇御中		2019年10月31日
10月分 141,600円(税込) (9/16~10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
①	9月分 小計	32,400円
10/1	② 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	② 牛肉 ※	10,800円
③	10月分 小計	66,000円
	10%対象	43,200円
	8%対象	22,800円
合計		141,600円
④ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年(2019年)9月30日までの取引については、課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)の合計額を記載
- ② 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ③ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載
- ④ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【平成31年(2019年)9月30日までの取引に係る請求書と平成31年(2019年)10月1日からの取引に係る請求書を分けて発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
① 9月分 32,400円(税込) (9/16~9/30)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
印	印	印
合計		32,400円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
② 10月分 109,200円(税込) (10/1~10/15)		
日付	品名	金額
10/1	③ 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	③ 牛肉 ※	10,800円
印	印	印
合計		109,200円
④ 10%対象		66,000円
8%対象		43,200円
⑤ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年(2019年)9月30日までの取引に係る請求書を発行
- ② 新税率の適用対象となる平成31年(2019年)10月1日からの取引に係る請求書を発行
- ③ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ④ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載
- ⑤ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(一括値引がある場合のレシートの記載)

問 88 当社は、小売業(スーパー)を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額(税込み)から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。

平成31年(2019年)10月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、レシート等における「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の対価の額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考)

顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引き後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています(軽減通達15)(問69(食品と酒類のセット販売時の一括値引)参照)。

(例) 雑貨 3,300 円(税込み)、牛肉 2,160 円(税込み)を販売した場合

【値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
①	10%対象 ¥2,696 8%対象 ¥1,764
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象: } 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象: } 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。

$$10\% \text{対象: } 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象: } 2,160 - 396 = 1,764$$

【値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き前の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象: } 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象: } 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。

$$10\% \text{対象: } 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象: } 2,160 - 396 = 1,764$$

(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

問 89 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成29年1月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当し、取引先の仕入れに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等を行った事業者については、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります(改正法附則34②、改正令附則8①)。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた事業者については、その仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税仕入れの内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります(改正法附則34②、改正令附則7)。

こうした売上げに係る対価の返還等を行った場合や仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、一定の事項が記載された請求書等の保存は求められていませんが、次の事項等を記載した帳簿を保存する必要があります(消法38②、58、消令58、71、改正令附則8②、消規27、改正省令附則11)。

① 売上げに係る対価の返還等

- ・ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及びその旨
- ・ 税率ごとに区分した売上げに係る対価の返還等をした金額

② 仕入れに係る対価の返還等

- ・ 仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及びその旨

したがって、貴社及び取引先は、それぞれ、上記①又は②の事項を帳簿に記載し、税率ごとに区分した販売奨励金に係る消費税額を計算する必要があります。

このようなことを踏まえ、請求書等の記載についての対応をご検討ください。

(参考) 税率ごとの販売奨励金の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
109,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
印	印	印
小計		131,200円
①	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
販売奨励金(10月分)		△21,800円
②	10%対象	△11,000円
	8%対象	△10,800円
合計		109,400円
※印は軽減税率対象商品 (株)〇〇物産		

- ① 税率ごとに合計した課税資産の譲渡の等の対価の額(税込み)を記載
- ② 税率ごとの販売奨励金の額を記載

(「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法)

問 90 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。【平成29年1月追加】

【答】

区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿への「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに「10%」や「8%」の税率が記載されている場合のほか、例えば、軽減税率の対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示する場合も「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載として認められることとなります。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例①(取引ごとの請求書)】

請求書		
株〇〇御中 XX年11月1日		
7,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
合計		7,600円
10%対象		2,200円
8%対象		5,400円
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		

請求書		
株〇〇御中 XX年11月2日		
13,530円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	しょうゆ※	1,080円
11/2	割り箸	550円
11/2	ティッシュ	1,100円
合計		13,530円
10%対象		1,650円
8%対象		11,880円
※は軽減税率対象品目		
(株)〇〇物産		

XX年		総勘定元帳 (仕入) (注) 税込経理	
月	日	摘要	借方
11	1	△△商事(株) 雑貨	2,200
11	1	△△商事(株) ※食料品 ①	5,400
11	2	(株)〇〇物産 雑貨	1,650
11	2	(株)〇〇物産 ※食料品 ①	11,880
計	計	計	計
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(参考) 帳簿への資産の内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例②(一定期間分の取引をまとめた請求書)】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
印	印	印
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目 (株)〇〇物産

総勘定元帳 (仕入) (注) 税込経理			
XX年		摘要	借方
月	日		
11	30	(株)〇〇物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	(株)〇〇物産 ※食料品(11月分) ①	43,200
印	印	印	印
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。